

野田市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和8年3月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
4 番	齊 藤 和 夫	5 番	石 塚 正 夫
6 番	遠 藤 一 浩	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐美 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

議案第4号 競（公）売買受適格証明願について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

局長補佐

宮本 武志

農地農政係長

初見 利津子

主事

山代 紘平

事務局 本日の欠席者を申し上げます。

筑井委員、吉岡委員、所要のため欠席でございます。

事務局からは以上となります。

議長 ただいまから令和8年第3回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

8番 荒木 大輔 委員

9番 染谷 美佐夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。申請地は、現況畑5筆 合計1,174平方メートルとなっております。権利の内容は賃借権設定です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため。

譲受人は農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、3月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番、2番、4番、議案第2号申請番号4番から9番については石塚委員が、議案第1号 申請番号3番、議案第2号 申請番号1番から3番、10番については川辺委員が報告します。

それでは、議案第 1 号 申請番号 1 番について石塚委員お願いします。

石塚委員 申請地は現況畑 5 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆 946 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小のため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号 2 番について報告します。

申請地は田 1 筆で、元々荒れた農地でしたが、譲受人が耕作可能な状態まで戻した農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆 合計 656 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号 3 番について報告します。

申請地は畑 2 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆、畑 2 筆 合計 1,531 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小のため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号 4 番について報告します。

申請地は田 1 筆、畑 2 筆どちらも保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。
2ページをご覧ください。
申請地は、畑4筆4,623平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による貸資材置場用地です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号1番について報告します。
農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。
当該地の現況は、山林化している農地でした。
給排水関係は、給排水はなく雨水については敷地内浸透となります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、6ページ申請番号10番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。
まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。
次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。
以上が共通している許可検討事項になります。
それでは申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。
まず、資力については、残高証明書が添付されており必要な資力があると認められます。
土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 7 筆 合計 2,672 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプで周囲を囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆 合計 4,991 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は雑草が生えている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆 合計3,236平方メートルとなっております。

転用の目的は所有権移転による駐車場及び資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地はすでに、一部駐車場として利用されていることから、始末書が添付されています。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスは設置せず、転圧して境界から 1m 下げて砂利を敷く計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、畑 10 筆 合計 3,281 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、多少雑草が生えていましたが、保全管理されている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、丸太杭を打ちロープで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番、7 番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番 7 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆 合計 1,814 平方メートルとなっております。

転用の目的は所有権移転による太陽光発電施設用地となります。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号 6 番、7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地は雑草が生い茂っている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆 1,143 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は雑草が生い茂っている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号9番についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

申請地は、田1筆717平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで周囲を囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆 1,003 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸し資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、周囲を宅地等に囲われている農地であることから、第 3 種農地であると判断されます。

当該地は作付けされている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

江村委員 今回の議案は、太陽光の案件が多いことが気にかかりましたが。

事務局 条例が始まって止まっていた案件が、徐々に動き出したようです。

議長 外にありませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

野田市長より令和8年2月20日付けで、令和7年度第12次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

8ページをご覧ください。

一括分ですが、5年から10年の設定期間で畑7筆8,377平方メートルとなっております。
以上です。

議長 ただいま議案第3号の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「競(公)売買受適格証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

今回の証明願は、転用を目的としない農地法3条による公売に、参加しようとするものからの買受適格証明願となっております。

農地法第3条による公売となることから、3条の許可基準に基づき審査するものとなります。

申請地は、田1筆で3,839平方メートルとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当はありません。

この申請は令和8年2月20日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号1番について報告します。

申請地は田1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第4号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から第3号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、8件受理しております。

次に5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に6ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、12件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページから11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約については、7件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願については、1件提出がありました。

令和元年12月付で許可となりましたが、当初予定していた太陽光発電施設が頓挫したため、許可処分の取消しに至っております。

現地につきましては3月4日に2班の現地調査において、畑として耕作されていることを確認しております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 4時 00分)